

改正

平成28年6月23日告示第311号

平成29年3月27日告示第130号

令和3年3月31日告示第164号

安曇野市建設業技術者等資格取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内建設業者に勤務する技術者・技能労働者の人材育成を図るため、常勤の役員又は従業員に係る建設に関する国家資格取得費用を負担する建設業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 国家資格 国が法律に基づいて行う資格試験により取得する資格をいう。

(2) 建設業者 次のいずれかに該当する者

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、本市に本社を有し、かつ、安曇野市入札参加資格（建設工事・建設コンサルタント業務）を有する建設業者で、市税を滞納していない者とする。

(補助対象資格)

第4条 補助金の交付対象となる資格は、別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

ただし、補助対象経費は、建設業者が負担する当該年度中に取得した資格試験の経費（資格試験に合格した者に係る経費に限る。）とする。

対象経費	補助率（補助金額）
講座受講料（入学金含む。教育訓練給付制度等で給付された額は除く。）	建設業者が負担する資格取得費の2分の1以内とし、1人当たり10万円を上限とする。
教材費（当該年度中に購入したもの。講座受講に係る教材費は講座受講料に含む。）	
受験手数料、交通費、宿泊費	

2 補助金対象経費について、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が定める日までに、安曇野市建設業技術者等資格取得費補助金交付申請書(様式第1号)に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 受験者の常勤性が確認できる書類の写し
- (3) 対象経費の詳細及び金額のわかる書類等の写し
- (4) 受験資格の試験日及び合格発表日を確認できる書類の写し

2 前項第2号の書類は、補助対象者において作成し、その内容が労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項に規定する労働者名簿その他建設業者において作成すべきものとされている帳簿等の内容と照合して相違ない旨の証明を付したものでなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、交付の可否を決定し、安曇野市建設業技術者等資格取得費補助金交付決定書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の通知を受けた者は、交付決定書の指定する日までに安曇野市建設業技術者等資格取得費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書別紙
- (2) 資格試験受験を確認できる書類の写し
- (3) 合格が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象者が補助経費に係る支出をしたことを証する書類の写しに補助対象者が証明したもの

2 前項第4号の書類は、補助対象者において作成し、その内容が会社法(平成17年法律第86号)第951条第1項に規定する財務諸表等その他建設業者において作成すべきものとされている帳簿等の内容と照合して相違ない旨の証明を付したものでなければならない。

3 交付決定書の指定する日までに申請のない場合は、補助金交付を行わないものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定により提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行った結果を、安曇野市建設業技術者等資格取得費補助金額の確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助金の請求は、安曇野市建設業技術者等資格取得費補助金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月16日から施行する。

(平成27年度における補助対象経費の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年度における補助対象経費は、この告示の施行の日以後に支出された経費とする。

附 則 (平成28年6月23日告示第311号)

この告示は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日告示第130号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第164号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

根拠法	資格名
消防法 (昭和23年法律第186号)	消防設備士
	消防設備点検資格者
	防火対象物点検資格者
	防火管理業務一部受託法人等教育担当者
	防災センター要員
	蓄電池設備整備資格者
	石油機器技術管理士
建設業法 (昭和24年法律第100号)	建設機械施工管理技士
	建設機械施工管理技士補
	土木施工管理技士
	土木施工管理技士補
	建築施工管理技士
	建築施工管理技士補
	電気工事施工管理技士
	電気工事施工管理技士補
	管工事施工管理技士
	管工事施工管理技士補
	造園施工管理技士
	造園施工管理技士補

	電気通信工事施工管理技士
	電気通信工事施工管理技士補
	建設業経理士
	登録基幹技能者
測量法（昭和 24 年法律第 188 号）	測量士
	測量士補
土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）	土地改良換地士
	土地改良専門技術者
建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）	建築基準適合判定資格者
	建築物調査員
	建築設備等検査員
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）	建築士
	建築設備士
土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）	土地家屋調査士
宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）	宅地建物取引士
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）	土地区画整理士
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）	給水装置工事主任技術者
電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）	電気工事士
	電気主任技術者
	ネオン工事技術者
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）	不動産鑑定士
河川法（昭和 39 年法律第 167 号）	ダム管理主任技術者
職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）	技能士 建設関係
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）	建築物環境衛生管理技術者
	貯水槽清掃作業監督者
	清掃作業監督者
	空気環境測定実施者
	防除作業監督者
	統括管理者
	ダクト清掃作業監督者
	排水管清掃作業監督者
	空調給排水管理監督者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	特別管理産業廃棄物管理責任者
	廃棄物処理施設技術管理者

日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）	下水道技術検定
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）	衛生管理者
	発破技士
	クレーン・デリック運転士
	移動式クレーン運転士
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
	酸素欠乏危険作業主任者
技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）	技術士
	技術士補
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）	解体工事施工技士

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 6 号（第 10 条関係）